

石垣市社会教育関係団体登録制度に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体（以下「団体」という。）の活動を支援するため、団体の登録制度について必要な事項を定めることにより、社会教育及び生涯学習の振興を図ることを目的とする。

(登録の基準)

第2条 団体の登録基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 国又は地方公共団体の支配に属さない団体であること。
- (2) 継続的かつ計画的に適切な社会教育に関する事業活動（以下「活動」という。）を行い、その成果が期待できる団体であること。
- (3) 活動開始後、おおむね1年以上の活動実績があること。
- (4) 他の団体と積極的に連携、協力し、社会貢献を行う団体であること。
- (5) 青少年健全育成等の活動を行う団体であること。
- (6) 構成員が10名以上でその過半数以上が市内に在住であること。
- (7) 時期を問わず、入退会が可能な団体であること。
- (8) 団体の主たる活動の場所及び活動拠点が市内にあること。
- (9) 定期総会など会員の意向が尊重されている団体であること。
- (10) 未成年者で組織される団体については、成人の育成者又は指導者がいること。
- (11) 次の各号のいずれにも該当しない団体であること。
 - ア 営利を目的とする活動又はそれに類する活動を行う団体
 - イ 特定の政党の利害に関する活動又は公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、若しくはこれを支持しない活動を行う団体
 - ウ 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する活動を行う団体
 - エ 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体

(登録の申請)

第3条 登録を受けようとする団体は、石垣市社会教育団体（登録・更新・変更）申請書（様式第1号）に、次の掲げる書類等を添えて石垣市教育委員会（以下「教育委員会」という。）へ提出しなければならない。

- (1) 団体規約
- (2) 役員名簿又は会員名簿
- (3) 事業計画書又は予算書
- (4) 事業報告書又は決算書

(登録の決定)

第4条 教育委員会は、前条の申請書の提出を受けたときは、石垣市社会教育委員会議の

意見を聴き、登録の可否を決定する。

- 2 教育委員会は、前項の規定により登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）に対し、石垣市社会教育関係団体登録証（様式第2号）を交付する。

（登録の有効期限）

- 第5条 登録の有効期限は、前条の登録を受けた日から5年以内で、教育委員会が定める日までとする。

（登録の変更等）

- 第6条 登録団体は、登録申請の団体名及び代表者に変更が生じたときは、速やかに申請書を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 登録団体が解散する場合は、文書により届けなければならない。

（登録の更新）

- 第7条 登録団体が登録を更新しようとするときは、登録の有効期限満了期日の30日前までに、更新手続きをしなければならない。

- 2 第3条の規定は、前項の更新手続きについて準用する。この場合において、第3条中「登録を受けようとする団体」とあるのは「登録を更新しようとする団体」と読み替えるものとする。

（登録の取消し）

- 第8条 教育委員会は、登録団体が規約又は事業等の変更により、第2条の基準に適合しないと認めるときは、当該団体の登録を取り消すことができる。

（報告）

- 第9条 教育委員会は、登録団体に対して必要に応じて活動内容等の報告を求めることができる。

（委任）

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。